

社会福祉法人上金田福祉会役員等の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人上金田福祉会（以下「本法人」という。）定款二一条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事、監事、及び評議員選任・解任委員をいう。

（報酬）

第3条 役員等の報酬については、勤務状態に則して一度の役員会（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、会計監査）の出席につき一律 5,000 円を支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。
また、職員の地位にあり、別途給与が支払われている者に関しては支給しない。

（改正）

第4条 この規程は、評議員の決議を得てから改正する。

附則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。